

議案第127号

消防協力者等損害補償条例の一部を改正する条例案

消防協力者等損害補償条例（昭和41年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「によつて」を「により」に、「433円」を「333円」に、「第2号」を「第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（消防協力者等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）」を、「第3号」に、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第3条第4項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に、「以下」を「以下この項において」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の消防協力者等損害補償条例（以下「新条例」という。）

第3条第3項の規定は、平成29年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「特定期間」という。）に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支

給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で特定期間について支給すべきもの（以下これらを「特定損害補償」という。）について、この条例による改正前の消防協力者等損害補償条例（以下「旧条例」という。）第3条第3項の規定を適用するとしたならば同項の規定により算定されることとなる額（以下「特定額」という。）が、新条例第3条第3項の規定により算定した額よりも多いときは、同項の規定にかかわらず、特定額をもって特定損害補償に係る同項の規定による額とする。

- 4 特定期間において、旧条例の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（これらの損害補償のうち特定期間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（特定期間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

平成29年 5月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防協力者等に係る損害補償の額を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

消防協力者等損害補償条例 (抄)

(補償基礎額)

第3条 省 略

2 省 略

3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防協力者等の負傷若しくは死亡の原因である事故の発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として
により

て消防協力者等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防協力者等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については433円を、第2号に該
333円

当する扶養親族については1人につき267円（消防協力者等に第1号に該当する者が不在の場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第5号までのいずれかに該当する扶養
第6号

親族については1人につき217円（消防協力者等に第1号に掲げる者
該当する者及び第2号に該当する

がない場合にあつては、そのうち1人については367円）を、それぞれ加算して得た
扶養親族 には 300円

額をもつて補償基礎額とする。

(1) 省 略

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3)-(5) 省 略

(4) (6)

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の
15歳 22歳

最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる消防協力者等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。